議案第77号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和７年11月26日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例（平成２年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人が出頭して申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しない。

第15条の２中「、住民基本台帳カード（つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第41号）による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第２条に規定するサービスを受けるために必要となる情報を記録したものに限る。）」を削り、「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に、「同条例第２条第１号に規定する多機能端末機（」を「地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。」に改める。

第17条第１項及び第18条第１項中「第14条第２項」を「第14条第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条の２の改正規定（次号に規定する改正規定を除く。）　令和７年12月31日

(2) 第15条の２の改正規定（「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める部分に限る。）　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）の施行の日

（提案理由）

印鑑登録証明書の交付申請に係る手続の見直し及び電気通信事業法の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第77号資料

つくば市印鑑条例（平成２年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第１３条　（略）	第１条―第１３条　（略）
（印鑑登録証明書の交付申請）	（印鑑登録証明書の交付申請）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者本人が出頭して申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しない。	
３　第１項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第７項の規定により同条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、当市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録証明書の交付申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しない。	２　前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第３条第７項の規定により同条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、当市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録証明書の交付申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しない。
第１５条　（略）	第１５条　（略）
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）
第１５条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第22条	第１５条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住民基本台帳カード（つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第41号）による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第２条に規定するサービスを受けるために必要となる情報を記録したものに限る。）、個人番号カード（公的個人認証法第22条

第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて地方公共団体情報システム機構と契約した事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。以下「多機能端末機」という。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて同条例第２条第１号に規定する多機能端末機（　　以下「多機能端末機」という。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。
第１６条　（略）	第１６条　（略）
（代理人による申請等）	（代理人による申請等）
第１７条　登録申請者又は印鑑登録者は、疾病その他やむを得ない事由により、自ら出頭してこの条例の規定による申請（第14条第３項の規定によるものを除く。）、届出その他の手続（これらに付随する手続を含む。以下「申請等」という。）を行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。	第１７条　登録申請者又は印鑑登録者は、疾病その他やむを得ない事由により、自ら出頭してこの条例の規定による申請（第14条第２項の規定によるものを除く。）、届出その他の手続（これらに付随する手続を含む。以下「申請等」という。）を行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。
２　（略）	２　（略）
（手数料等）	（手数料等）
第１８条　第７条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第９条第２項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第１項若しくは第15条の２の規定による印鑑登録証明書の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際（第14条第３項に規定する場合にあっては、申請の際）に納付しなければならない。	第１８条　第７条の規定による印鑑登録証の交付を受ける者、第９条第２項の規定による印鑑登録証の再交付を受ける者又は第15条第１項若しくは第15条の２の規定による印鑑登録証明書の交付を受ける者は、次の表の手数料を交付の際（第14条第２項に規定する場合にあっては、申請の際）に納付しなければならない。
（略）	（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
第１９条　（以下略）	第１９条　（以下略）

議案第 77 号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部市民窓口課

○　制定・改廃の経緯及び内容

印鑑登録証明書の交付申請の際に、印鑑登録者本人が申請する場合に限り、印鑑登録証の添付を省略するように改める。

住民基本台帳カードの有効期限が令和７年 12 月 31 日をもって切れるため、住民基本台帳カード及び付随する内容に関して削除する。

電気通信事業法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改める。

○　他自治体の状況等

印鑑登録証明書の申請に関しては、千葉市、福岡市、船橋市等が先行して条例改正及び運用の変更を行っている。

住民基本台帳カード、電気通信事業法の改正に関する内容は他自治体でも同様の条例改正を行う。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第 46 号）第１条（令和７年５月 28 日公布・公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

○　条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

現在、印鑑登録証明書の発行申請を行う際、印鑑登録証の添付を原則としているため、印鑑登録証を所持していない場合、その場で印鑑の再登録する事が多い。今回の条例を施行される事により、印鑑の再登録件数の減少が見込まれ、これまで再登録のために使用されていた印鑑登録証の枚数も減少するため、例年の印鑑登録証の予算負担の減少につながる。電気通信事業法の改正に伴い、所要の改正を行うことで、適切な事務執行に資する。